**我が社は仕事と育児を両立する社員を積極的にサポートします！**

育児休業制度及び取得促進方針の周知例

（規程第25条第1項第6号関係）

**社長からのメッセージ**

社長の  
顔写真

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**～我が社の目標～**

男性の育児休業・出生時育児休業取得率●●％以上、平均●ヵ月以上

女性の育児休業取得率●●％以上

**育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！**

そのためにも、

● 全労働者に対し年に１回以上仕事と育児の両立に関する研修を実施します！

● 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置します！

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知すると  
ともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

**育児休業・出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！**

仕事と育児の両立支援制度概要

小学校

第３学年

修了

３歳

２歳

１歳６か月

１歳

産後８週

妊娠

産前６週

出産

小学校

入学

・妊婦健診等を受ける時間の確保 ・母性健康管理措置(通勤緩和、勤務軽減等)

・時間外労働、休日労働、深夜業の制限 ・坑内業務、危険有害業務の就業制限

ママ

育児時間

妊婦の軽易業務転換

産後

休業

産前休業

※多胎妊娠の

場合14週

パパ・ママ

育児休業

※特別な場合

育児休業

※特別な場合

出生時

育児休業

育児休業

※パパ・ママ育休プラスは１歳２か月

柔軟な働き方を実現するための措置(注2)

育児短時間勤務制度（注1）

・所定外労働の制限　　・時間外労働の制限　　・深夜業の制限

子の看護等休暇

|  |  |
| --- | --- |
| 育児休業等に関する相談窓口、制度利用の申し込み先 | ○○部△△課　担当：□□、 内線○○、メールアドレス△△ |

（注１）労使協定により、短時間勤務制度を講ずることが困難な業務に従事する労働者を適用除外としている場合、代替措置（①育児休業に準ずる制度、②始業時刻変更等の措置、③テレワーク等の措置のいずれか）を講じてください。

（注２）事業主は、柔軟な働き方を実現するための措置として、（１）始業時刻等の変更、（２）テレワーク等、（３）保育施設の設置運営等、（４）就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与、（５）短時間勤務制度から２つ以上の措置を選択して講じる必要があります。選択して講じた措置について記載してください。